

地域密着型サービス事業者の指定に係る
事前協議要項

令和8年4月

由利本荘市 健康福祉部 長寿生きがい課

由利本荘市（以下、「市」という。）では、「由利本荘市高齢者保健福祉計画」に基づき、市の基本的な考え方を示した「由利本荘市地域密着型サービス実施指針」を策定し、地域密着型サービスの事業者の指定やサービスの質の確保などを行っています。事業者の指定に当たって、指定申請に至る前段の手段として、事業を開始する事業所の事前協議を、以下のとおり受け付けます。

1. 事前協議を受け付けるサービスの種類及び募集数

① 募集数に制限のあるサービス

以下のサービスについて、令和8年度の募集はありません。

- 認知症対応型共同生活介護（介護予防も含む）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

② 募集数に制限がないサービス

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護（介護予防も含む）
- 小規模多機能型居宅介護（介護予防も含む）
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型通所介護

2. 事前協議申込書の提出方法

- ① 事前協議の申し込みをする事業者は、「3. 事前協議から指定までの流れ」に示す受付期間内に、由利本荘市長寿生きがい課へ、持参により事前協議申込書及び添付書類を提出してください。

（提出書類に不備または不足があった場合には、受け付けできませんので、ご注意ください。）

※ 事前協議申込書及び添付書類の参考様式は、市のホームページからダウンロードできます。

② 提出場所

由利本荘市役所 健康福祉部 長寿生きがい課
由利本荘市瓦谷地1番地
電話:0184-24-6323

- ③ 受付時間は、平日の午前9時～午後5時までとします。

④ 追加資料の提出

- 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

⑤ 費用負担

- 事前協議申込書類の提出に要する費用は、事業者の負担となります。

3. 事前協議から指定までの流れ

① 募集数に制限のあるサービス

令和8年度の募集はありません。

② 募集数に制限のないサービス

受付期間	書類審査 予定地確認 ヒアリング	候補者選定 結果通知日	指定申請書 提出日	指定日
定めなし	受付した日から 概ね1か月以内 ※書類の不備などにより審査に時間を要する 場合は、遅れることがあります。		候補者選定結果通知 日から指定を受ける 日の前々月の末日ま で提出	毎月1日

4. 質疑および回答

- 事前協議に関して質問の取り扱いについては、次のとおりとします。

① 受付方法

別紙1「地域密着型サービス事業者の指定に関する質問書」に簡潔に記入のうえ、FAXまたは電子メールで、「6. 問い合わせ先」まで提出ください。
なお、電話での質問は受付いたしません。

② 回答方法

各月末日までに受付した質問書に対する回答を、翌月1か月間市のホームページで公開いたします。

③ 市ホームページ掲載場所

市のホームページ (<https://www.city.yurihonjo.lg.jp>) から
「健康・福祉」⇒「介護・高齢者福祉」⇒「介護保険」⇒「事業者向け」⇒「地域密着型サービス」⇒「地域密着型サービスの指定に係る事前協議について」

5. 事前協議申し込みにあたっての留意事項

① 申し込みの取り下げ

申し込みを取り下げる場合には、取り下げ書（任意様式）を市に提出してください。

② 施設整備の補助について

本募集の事業については、国の交付金等の対象となる可能性がありますので、交付金等を検討される際には、事前協議前に、市にご相談ください。

- ③ 地域密着型サービス実施指針について
申し込みにあたっては、必ず「実施指針」をご参照ください。
- ④ 法人種別等について
申し込みにあたり、法人種別等は問いませんが、指定の際には法人であることが必要となります。

6. 問い合わせ先

由利本荘市 健康福祉部 長寿生きがい課 〒015-0872 由利本荘市瓦谷地1番地 電話 0184-24-6323 FAX 0184-24-6395 E-mail : choju@city.yurihonjo.lg.jp
--

